

## 平成28年度熊本地震関連対応について

このたびの熊本県を中心とする地震により被害をうけられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。  
イオン健康保険組合では、熊本地震により甚大な被害(住家の半壊以上等)を受けられた加入者の皆さまを対象に、医療機関・薬局等で受療した際の一部負担金等の支払いを免除していましたが、平成29年9月30日をもって終了することいたしました。

このため、平成29年10月1日以降は、従来どおり、医療機関・薬局等の窓口における一部負担金等の支払いが必要となります。